平成２８年（フ）第３１号
静岡県御殿場市二の岡１丁目11番11号　コーポ滝口Ｂ101
破産者　内藤　貴子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
静岡県沼津市西沢田392　ウィスタリアコートＡ棟103、住民票上の住所静岡県沼津市吉田町35番１号
破産者　山下　正護
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
愛知県一宮市明地字中屋敷82番地４
破産者　加賀みゆき
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９８号
京都府向日市寺戸町七ノ坪135番地　ＨＥＬＩＡＮＴＨＥ　ＫＡＴＳＵＲＡＧＡＷＡ603号、開始決定時の住所大津市鶴の里10番23号
破産者　阪下　雅彦
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６５号
大津市野郷原１丁目７番20号
破産者　砂原　芳子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
兵庫県西宮市上田中町18番23号　ネオコーポ武庫川
破産者　池田　康郎
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３７号
兵庫県宝塚市逆瀬台４丁目16番４号
破産者　久昌　秀夫
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８０号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目37番地の４
破産者　栗原　精治
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目23番22―207号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番４―408号
破産者　松山正子こと　李　　正子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４７号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目４番33号
破産者　村上祐一郎
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１号
兵庫県尼崎市小中島１丁目20番５―202号、従前の住所兵庫県宍粟市波賀町齋木1404番地
破産者　椴木　　豊
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第４１６号
広島県安芸郡海田町南昭和町９番14―404（開始決定時の住所）広島市中区河原町７番７―403号
破産者　ＳＨＥＬＴＥＲこと　天野　大輔
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４号
広島県三原市西町２丁目１番22号、開始決定時の住所広島県三原市宮沖２丁目８番17号
破産者　向井　　顕
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第６２号
愛媛県西予市野村町野村12号65番地１　コーポ岩本２号室
破産者　かか食堂こと　原井川敬太
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第６３号
愛媛県西予市野村町野村12号65番地１　コーポ岩本２号室
破産者　原井川恭子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第９２号
長崎県長崎市葉山１丁目26番38号　フェリーチェ葉山204、旧住所長崎県長崎市蚊焼町2134番地２
破産者　髙比良里美
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
長崎県平戸市田平町小手田免403番地４、従前の住所長崎県平戸市生月町壱部5118番地14
破産者　江頭　　剛（旧姓戸田）
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
熊本市東区健軍１丁目21番４号　光世マンション311号
破産者　川口和香子
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係